



あおぞらプランⅢ

あおぞら宣言(知的障がい施設利用者宣言)

前文

2016年、大変不幸な事件が起きました。それは、「障がい者はいなくなればいい」という大変身勝手な考えに基づいた事件でした。もし自分に障害があったらどんな気持ちがするでしょうか。障害がある人もない人もみな同じ人間です。同じようなことを考えます。

どうやって生きていったらいいのか、どうしたらみんなに理解してもらえるのかを、いつも考えていますが、むずかしいことです。社会に出ると何か遠い目で見られているような時があって、とても悲しい気持ちになります。でも、社会には自分の悲しい気持ちを励ましてくれたり、慰めてくれる人がいます。そうした時、私は一人で生きていけるのではないと失いかけた自信を取り戻したりします。ここに私たちの思いを6条にこめて、障がい者としてではなく、一人の人間として力強く生きていくことを宣言します。

第1条 障害者としてではなく一人の人間としてみてほしい

障害を持っているからといって、差別せず、一人の仲間として受け止めてほしい。平等に扱ってほしい。

第2条 自分のことは自分で決めます

選択肢をもらえれば、自分で決められることもある。決められない事は手助けしてほしい。できるの到手伝ってもらうのは違うと思う。

第3条 好きなところで暮らします

今いる家で家族と一緒に住みたい。アパートを借りて一人暮らしをしたい。外に出て仕事をしてみたい。

第4条 自分のお金は自分のために使います

お金を自由に使えないので不満だ。練習して自分でお金が持てるようになりたい。好きなものを買いたい。

第5条 生きがいを持ちます

夢を実現させたい。趣味ややりたいことを応援してほしい。楽しいことをもっと教えてほしい。趣味がないので一緒に考えてほしい。選択肢を増やしたい。

第6条 共に生きる社会を作ります

神奈川県では、2016年10月に、ともに生きる社会かながわ憲章を定めました。私たちも神奈川県民として共に生きる社会を作ります。

権利宣言だけでは、世の中は変わらないと思います。施設の中だけではなく、もっと社会へ訴えていかなければ、私たちの本当の権利は守られないと思います。

あおぞら宣言

あおぞらまもろう宣言(知的障がい者権利擁護宣言)

第1条 あおぞら宣言の尊重

私たち支援者は、あおぞら宣言を尊重し、利用者一人ひとりをかけがえのない存在として大切にし、共に生きることをめざします。

第2条 個人の尊厳

私たち支援者は利用者の障害の状態、行動、性格、年齢、性別等いかなる理由によっても差別せず、励ましと賞賛を忘れず、一人ひとりが安心と誇りを持って暮らせるよう支援します。

私たち支援者は、常に利用者の声をよく聞き、悩んでいる時、あるいは利用者から支援を求められた時は、適切に解決するように努めます。

第3条 サービス利用者・市民権

私たち支援者は、利用者の市民としての権利を守り、常に対等な立場で誠実に接し、地域社会の中で豊かな生活を送ることが出来るように努めます。成年後見制度の利用を推進します。参政権の行使を支援します。

第4条 プライバシー保護

私たち支援者は、利用者の知る権利を大切にするとともに、利用者一人ひとりの情報とプライバシーを守り、秘密保持、私的空間と時間の確保に配慮します。

第5条 自己決定権

私たち支援者は、利用者の個性を理解し、障害の状態に応じた支援を受ける権利と、利用者自らが選択、決定したことを尊重し、自分の事は自分で決める権利を保障します。そのために私たち支援者は、真の意思決定支援を実践します。

第6条 表現の自由

私たち支援者は、交流と表現活動を、利用者の権利として支援します。

第7条 財産権

私たち支援者は、利用者の年金、貯蓄、遺産等、財産を守り、それらの権利がおかされることのないよう成年後見制度等を利用し支援します。

第8条 社会意識の改革

私たち支援者は、利用者が地域の中で市民として生活していくために、常に地域の理解と協力を得られるように努めます。

第9条 不服の申し立て

私たち支援者は、利用者の人権を守るためにオンブズマン制度・苦情解決制度・第三者評価・利用者自治会活動等を利用し、本人の訴えが解決されるよう支援します。

第10条 社会的マナー

私たち支援者は、福祉サービスを行う者として、言動や身だしなみに注意を払います。

第11条 研鑽

私たち支援者は、福祉サービスを行う者として、常に研鑽に努めます。

あおぞらまろう宣言

あおぞら計画(行動計画)

基本行動計画

- 1 利用者の個々の障害を理解し、個人として尊重します。
- 2 利用者に対して虐待はどんな理由があってもしません。
- 3 危険防止のための行動抑制について、十分に説明し同意を得ます。
- 4 利用者に対し年齢に応じた適切な呼称を用います。呼び捨てやあだ名、「君、ちゃん」呼びはしません。
- 5 「先生」呼びを廃止します。
- 6 施錠のあり方について常に検討します。

意思決定支援

- 1 利用者自治会と本人活動(セルフ・アドボカシー)への支援をすすめます。
- 2 利用者本人に関する話し合いへの参加をすすめます。
- 3 衣食住や施設内の役割に関する利用者の希望、選択、決定を尊重します。
- 4 日課、作業、行事等についての目的、内容、期間を明示し、本人同意の上実施します。
- 5 個人の飲酒、喫煙等の嗜好を尊重します。
- 6 わかりやすく情報を提供します。
- 7 預かり金の管理状況を開示し、本人の意思にもとづいて使用します。

市民としての暮らしの保障

- 1 地域生活支援を推進します。
- 2 成年後見制度等の利用により、財産管理制度を確立します。
- 3 男女交際、同居、結婚の支援をすすめます。
- 4 プライベートな時間と空間を保障します。

権利擁護システムが確立

- 1 虐待防止委員会を作ります。
- 2 苦情解決に積極的に取り組みます。
- 3 第三者評価を受審します。
- 4 オンブズマン活動の充実・推進をはかります。

かながわ県内の知的障害関係オンブズパーソン活動

| 通称・名称 | 事務局等 | 活動エリア | 連絡先 tel・fax・e-mail・URL |
|---|--|--|---|
| Ynet OP NPO 法人 福祉オンブズパーソン Yokohama-Net | 〒231-0014 横浜市中区常盤町4-47 ニューイナズマビル302号 | 横浜市内 | Tel. 03-6433-0493 Fax. 03-6433-0494 ✉ mail@kaise-office.com |
| オンブズパーソン活動を 支える市民組織 福祉ネットワークみやまえ | 〒216-8799 川崎市宮前区宮崎6-15-7 福祉ネットみやまえ | 川崎市 宮前区近辺 | Tel. 090-4069-0058 Fax. 044-854-4448 ✉ fukusinetmiyamae@hotmail.com |
| 横三 OP 活動 横須賀・三浦地区 知的障害児・者施設 オンブズパーソン活動 | 〒239-0842 横須賀市長沢4-13-1 社会福祉法人清和会 三浦しらとり園 | 横須賀・三浦地区 (横須賀市・三浦市・鎌倉市) | Tel. 046-848-5255 Fax. 046-848-5258 ✉ siratori.hurudate@shirt.ocn.ne.jp |
| S ネット 特定非営利活動法人 湘南ふくしネットワーク オンブズマン | 〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル3階 | 神奈川県湘南東 保健福祉圏域 | Tel./Fax. 0467-85-6660 Tel. 090-4937-4904 (相談受付・事務局) ✉ info@npo-snet.com http://www.npo-snet.com |
| NPO A ネット 特定営利活動法人 あつぎ福祉ネットワーク | 〒243-0035 厚木市愛甲1-7-6 | 県央西地区 (厚木市内・愛甲地区) その他地域 | Tel. 046-247-7503 Fax. 046-247-7508 Tel. 080-5428-7503 ✉ a-net@y2.dion.ne.jp |
| e ネット 神奈川県県央東地区 オンブズパーソンネットワーク | 〒242-0005 大和市西鶴間2-24-1 社会福祉法人大和しらかし会 第2松園園 | 県央東地区 (綾瀬・海老名・大和・座間) | Tel. 046-274-2426 Fax. 046-276-9049 ✉ y.meguro@oak.or.jp |
| KW ネット 県西地区障害者施設 権利擁護ネットワーク | 〒256-0802 小田原市小竹186 わらべの社 | 県西地区 (小田原・南足柄・松田・大井・ 中井・開成・山北・箱根・ 真鶴・湯河原) | Tel. 0465-43-1515 Fax. 0465-43-3500 ✉ tokaei@yorube.or.jp |
| ネットさがみはら 相模原福祉 オンブズマンネットワーク | 〒252-0223 相模原市中央区松が丘1-23-1 障害者支援センター松が丘園 | 相模原市内 | Tel. 042-758-2121 Fax. 042-758-7070 ✉ matsuda@sagamihara-shahuku.or.jp |

あおぞら計画(行動計画)

オンブズパーソン活動

あおぞらプランの沿革

1993年「人権検討委員会」

「すべての人は、人間としての誇りをもって、実りある人生を生きる権利を有している」、そのあたりまえのことを知的障害施設において具現するために、弁護士、学者、関係団体および行政関係者、そして、施設利用者の代表によって、人権検討委員会を設置しました。

1994年「あおぞらプラン」

人権検討委員会の提言を受けて、知的障害者の権利宣言を柱とする、職員権利擁護宣言、職員倫理綱領、職員行動計画、オンブズマン制度で構成される「あおぞらプラン」が、4月に知的障害施設協会(現在の施設団体連合会)総会において承認されました。

1994年「あおぞらプラン推進事業」

「あおぞらプラン」に基づいた具体的な事業の推進のために、人権特別委員会を設置し、職員および利用者のための研修、利用者の交流や意見発表の場である「あおぞらパーティー」の開催、推進状況調査、そしてあおぞらマン(オンブズマン活動)等の事業を展開。

以後5年間、プラン推進の取り組みの中で、各施設独自の「あおぞらプラン」の取り組みも増え、あおぞらパーティーをきっかけに、利用者の意見から施設サービスの質を考える方向に向かいつつあります。その一方で、実態調査の結果からは、人権意識のばらつきは大きく、残念ながらいくつかの人権侵害が起きている事実が報告されました。

2000年「あおぞらプランⅡ」

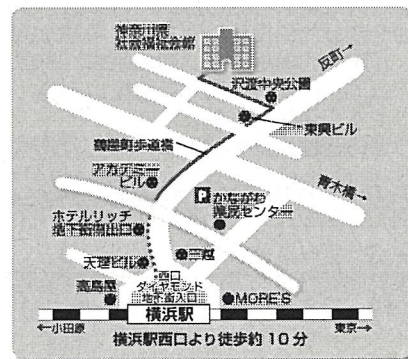
「あおぞらプラン」推進の取り組みと実態の中で、1998年より人権委員会を中心に、より具体的な推進のための指針づくりを検討し、改訂版として「あおぞらプラン(監)」が策定されました。「あおぞらプラン(監)」では、その中のおおぞら宣言(知的障害施設利用者権利宣言)は、1999年のあおぞらパーティーで施設利用者によって採択されたものであり、67施設470名の利用者自身の声そのまま権利宣言になっています。そしてその実現のために、職員、施設、連合会の行動計画が具体的に示されています。

あたりまえの生活が、願いではなく現実にあるために、「あおぞらプランⅢ」は21世紀に向けて提案します。

2019年「あおぞらプランⅢ」

あおぞらプランⅡが作られた2000年以降、福祉を取り巻く状況が大きく変わりました。制度の変革はもちろんのこと、権利擁護では、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整理が進み、ついに2014年日本も批准に至りました。「我々のことを我々抜きで勝手に決めるな」(Nothing about us without us)のスローガンは、正にあおぞらプランⅡの精神そのものでした。

人権委員会では、新しいあおぞらプランを作るべく、2015年から施設利用者全員を対象にアンケートを取り、約400事業所、7000人の声を集め新しいあおぞら宣言を作り、2017年のあおぞらパーティーで、新あおぞら宣言として参加者全員の賛成で採択されました。私たちは、新あおぞら宣言の実現のために、あおぞらまもろう宣言、あおぞら計画を作成し、利用者の権利擁護のために邁進していきます。



神奈川県知的障害施設団体連合会

〒221-0844
横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館
TEL.045-316-5610 FAX.045-324-0426

多くの「行動的課題」のある利用者の 豊かな暮らしと社会参加を目指して

社会福祉法人北摂杉の子会
理事長 松上利男

1

行動障害のある人と虐待

- 2012年10月1日：『障害者虐待防止法』の施行
- 2013年から強度行動障害支援者養成研修の実施

- 被虐待者の中で行動障害を伴う人たちが多くを占めている
- 強度行動障害支援者養成研修では毎年2万人を超える支援者が修了
- しかし、2017年度の被虐待者666人中、行動障害のある人の割合は29.7%と減少していない…
⇒自閉症・発達障害の特性理解に基づく支援が提供されていない…
- その為、強度行動障害支援者養成研修修了後の継続した現任研修の必要性
⇒特に、福祉事業所における組織的な継続した研修と実践が重要！



公器としての社会福祉法人・事業所が行動障害のある人たちへの適切な支援を提供して、その人たちの社会参加を目指すことが責務としてある

2

京北やまぐにの郷での実践

3

京北やまぐにの郷に施設長として赴任して

- 1989年9月：38歳で、重い知的な障害を伴う自閉症者の入所施設「京北やまぐにの郷」施設長に就任⇒多くの「行動的課題」のある利用者、いわゆる「強度行動障害」のある人たちの支援に向き合う
- 就任当初の思い：「人間らしい暮らしの場と尊厳をもって生きていくことの支援を責任者として実現したい」⇒人間らしい暮らしの場の創造（職住分離、ユニット・ケア、日中活動の充実、社会参加）
- 当時の強度行動障害をめぐる社会状況
 - （1）重い知的障害・強度行動障害を伴う自閉症の子どもを抱える親たちが自閉症者施設（自称）の建設が全国的に広がる
 - （2）先行研究：1988年「強度行動障害児者の行動改善及び処遇のあり方に関する研究（日本女子大学教授、弘済学園園長飯田雅子）」
 - （3）アメリカ・ノースカロライナ州の自閉症への支援システム：TEACCHの理念と支援アプローチ
 - （4）1992年度～1993年度：「京都府強度行動障害者処遇調査研究会」座長

4

旧支援システムと新支援システムとの比較Ⅰ；生活・日中活動グループ編成

| 日中活動グループ | 利用者数 | 職員数 |
|----------|------|-----|
| 牧場 | 10 | 1 |
| 療育Ⅰ | 7 | 3 |
| 療育Ⅱ | 5 | 2 |
| 織り | 5 | 1 |
| 木工 | 6 | 1 |
| 下請け | 12 | 2 |
| 生活グループ | 49 | 3 |

| 日中活動グループ・生活グループ | 利用者数 | 職員数 |
|-----------------|------|-----|
| 木工 | 9 | 1 |
| 織り | 7 | 1 |
| しいたけ | 10 | |
| 下請けⅠ | 8 | 1 |
| 下請けⅡ | 10 | 1 |
| 生活A | 10 | 1 |
| 生活B | 10 | 1 |
| 生活C | 10 | 1 |
| 生活D | 9 | 1 |

5

| 時間 | 日課 |
|-------|----------|
| 6:30 | 起床 |
| 8:00 | 朝食 |
| 9:00 | 歯磨き |
| 9:20 | 全体朝礼 |
| 9:45 | 掃除 |
| 10:10 | 活動準備 |
| 10:30 | 運動プログラム |
| 12:00 | 昼食 |
| 13:00 | 作業 |
| 16:00 | 入浴 |
| 17:30 | 夕食 |
| 19:30 | おやつ・就寝準備 |
| 21:00 | 就寝 |

| 時間 | 日課 | 時間 | 日課 |
|-------|---------------|-------|------------|
| 6:30 | 起床・洗顔 | 15:30 | 作業終了 |
| 7:30 | 朝食 | 15:45 | 運動プログラム |
| 8:15 | 歯磨き・掃除・排泄 | 16:15 | 入浴 |
| 8:45 | グループミーティング | 18:00 | 夕食 |
| 9:00 | 作業 | 18:45 | 片付け・歯磨き |
| 11:40 | 作業終了・配膳 | 19:15 | ロッカー整理 |
| 12:00 | 昼食 | 19:30 | ティータイム |
| 12:45 | 片付け・入浴準備・作業準備 | 20:30 | グループミーティング |
| 13:00 | 作業 | 21:30 | 就寝準備・就寝 |

6

旧支援システムと新支援システムとの比較Ⅲ：職員勤務体制

| | 勤務時間 | 職員数 | | 勤務時間 | 職員数 |
|-------|------------------|-----|---------|------------------|-----|
| 日勤 | 9：00～ 17：45 | 9 | A勤務 | 6：30～ 15：15 | 5 |
| 早出 | 7：00～ 15：45 | 1 | B勤務 | 9：00～ 17：45 | 5 |
| 遅出 | 12：00～ 22：00 | 1 | C勤務 | 13：15～ 22：00 | 5 |
| 遅出・宿直 | 13：00～ 翌朝9：45 | 2 | E勤務（宿直） | 22：00～ 翌朝6：00 | 2 |

7

同一の強度行動障害者（N=14）の平均得点

| 行動障害 | ユニットケア導入前 | ユニットケア導入1年後 | 差 |
|--------|-----------|-------------|------|
| 自傷（強さ） | 2.00 | 1.43 | 2.28 |
| 自傷（頻度） | 2.36 | 1.43 | 2.74 |
| 他傷（強さ） | 1.57 | 0.93 | 1.98 |
| 他傷（頻度） | 1.14 | 0.93 | 1.15 |
| こだわり | 3.07 | 2.86 | 0.76 |
| 物壊し | 1.64 | 0.93 | 3.22 |
| 睡眠障害 | 1.29 | 0.43 | 2.28 |
| 摂食障害 | 2.21 | 2.00 | 0.90 |
| 排泄障害 | 2.21 | 1.29 | 2.74 |
| 多動 | 2.07 | 1.29 | 3.29 |
| 寡動 | 2.07 | 1.29 | 2.80 |
| 総得点 | 21.64 | 14.79 | 6.79 |

8

同一の自閉性障害者（N = 28）の平均得点

| 行動障害 | ユニットケア導入前 | ユニットケア導入後 | 差 |
|--------|-----------|-----------|------|
| 自傷（強さ） | 1.54 | 1.00 | 2.95 |
| 自傷（頻度） | 1.54 | 1.00 | 2.30 |
| 他傷（強さ） | 1.14 | 0.86 | 1.44 |
| 他傷（頻度） | 0.86 | 0.71 | 1.44 |
| こだわり | 2.61 | 2.57 | 0.18 |
| 物こわし | 1.11 | 0.64 | 2.56 |
| 睡眠障害 | 1.32 | 0.50 | 3.57 |
| 摂食障害 | 1.79 | 1.43 | 1.63 |
| 排泄障害 | 1.29 | 0.57 | 3.20 |
| 多動 | 1.68 | 0.96 | 4.42 |
| 寡動 | 1.57 | 1.04 | 2.49 |
| 総得点 | 16.43 | 11.29 | 6.95 |

9

行動障害のある利用者支援で学んだこと

- TEACCHの理念との出会い：自閉症との人が自閉症という特性をもったまま、出来るだけ自立的で生産的な活動をしながらか、私たち一般の人と共生的に生きていくことを支援するものです。そのための創意や工夫、そして実践がTEACCHプログラムです。（佐々木正美）
- 障害特性の理解とアセスメントベースの支援の重要性
- 環境へのアプローチ
- 「役割」と「見通し」「理解者がいる」ことが人間として生きていく上で重要
- 連携の重要性

10

牧場オーナー西村さん



11

グループ就労：アメリカンミニチュアホース



12

グループ就労：アメリカンミニチュアホース



13

グループ就労：アメリカンミニチュアホース



14

障害者支援施設での支援の実際 -萩の杜での支援-

15

萩の杜



+ 短期入所事業

施設入所支援事業



生活介護事業



生活介護事業
-従たる事業所-

| | |
|--------|--|
| 所在地 | 大阪府高槻市大字萩谷14番地1 |
| 事業 | ①施設入所支援事業 ②生活介護事業 ③短期入所事業(併設) ④日中一時支援事業 |
| 定員 | ①50名(現在50名の方が利用) ②50名(現在56名の方が利用) ③ 5名(2017年度：平均2.1人/日) ④10名(2017年度：平均5.8人/日) |
| 特徴 | ・ユニットケア ・職住分離 |
| 性別 | 男性37名/女性12名 |
| 年齢 | 32歳-54歳 |
| 平均年齢 | 男性：約44歳/女性：約45歳 |
| 施設入所期間 | 平均12年程度 |
| その他 | ・障がい支援区分平均：5.78 ・重度障害者支援加算対象：40名 ・重度高齢化の課題 |

16

入所施設の特徴と課題

【生活の場】

- ・利用者が共住しており、日常生活についての支援を提供する
- ・24時間365日の途切れることのない支援

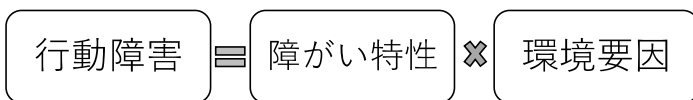
- ・施設内で支援が完結しやすく外部の目が入りにくい
- ・施設のやり方(ルール)が強調されやすい
- ・家族的な雰囲気(利用者と支援者の境界があいまい)
- ・支援員は交代勤務で情報共有や対応統一が難しい

虐待の温床にも

17

行動障害に対する支援の考え方 -アセスメントの視点-

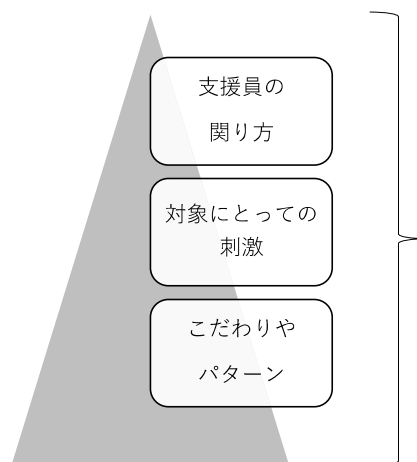
【行動障害を誘発する要因】



行動障害のある方の支援

- ・対象者の**特性**と**環境要因**の分析が欠かせない
- ・**アセスメント**の視点が重要！

【アセスメントのポイント】



- ・冰山モデル
- ・障がい特性

18

冰山モデルで考えてみよう
障がい特性を推測する（行動の原因や理由を考える）

表面上見えている行動

- ・ 頻回な要求
5分おきの要求。最後は1～2分おきに要求。
- ・ スタッフを押す、叩く、噛むなどの他害行動

水面下の要因に
注目する

- ・ 見通しが無いと不安
- ・ 応用が利きにくい
- ・ 言葉の理解が難しい
苦手な特性
- ・ 一度体験したことは
しっかり覚える
- ・ マイルールがある
その他の特性

相互作用

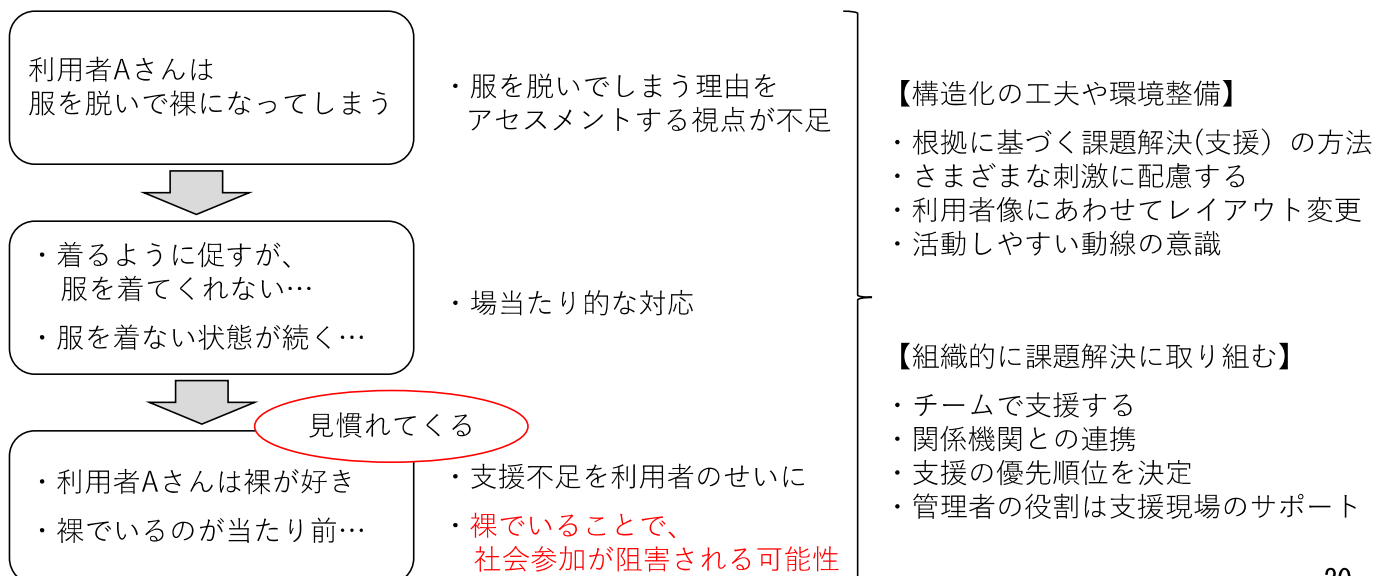
ミスマッチ
負の連鎖状態

- ・ 要求をしても
要求を聞きいれていない
スタッフがいた。
- ・ 「待ってね」という対応
をしていた。
- ・ 答えられない場合は
無視していた
苦手を助長する環境
特性を活かせない環境

19

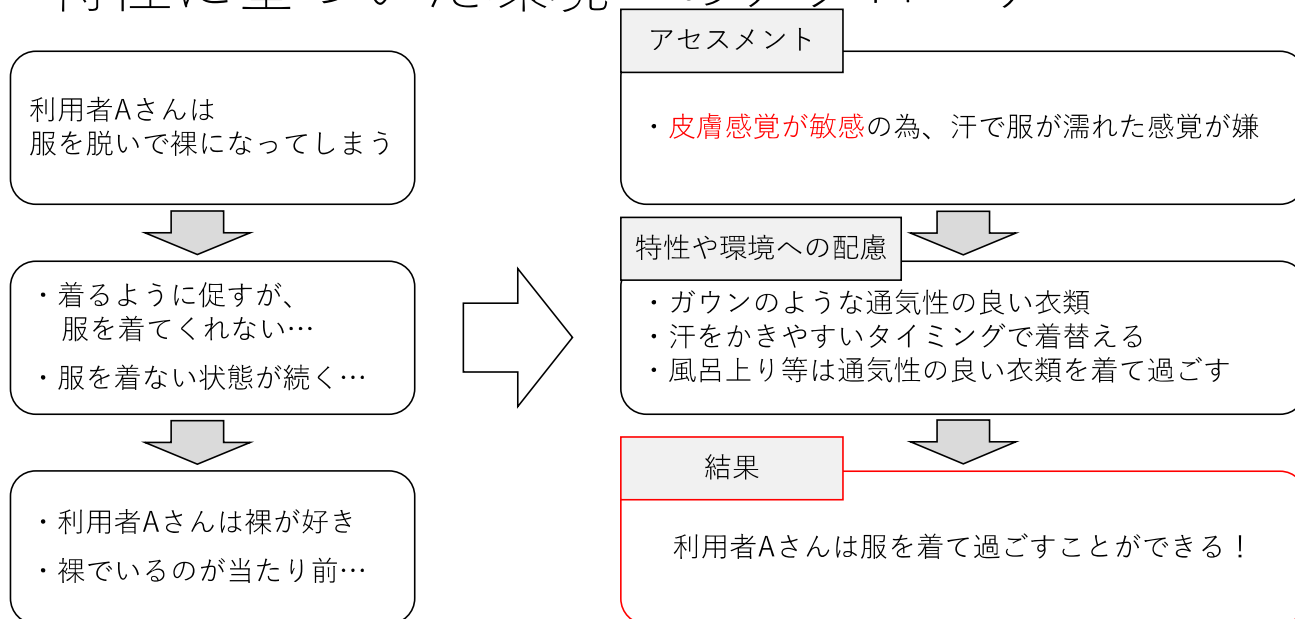
行動的課題への負の連鎖…

-服をすぐ脱いでしまう利用者の事例より-



20

行動的課題の改善に向けた支援 -特性に基づいた環境へのアプローチ-



21

グループホームでの支援の実際 -レジデンスなさはらもとまちでの支援-

22

レジデンスなさはら・なさはらもとまち -強度行動障害のある人の支援-

【レジデンスなさはら】



- 2012年4月開設
・1番館7名 2番館7名 3番館6名 : 計20名
・平均障害支援区分 : 5.9

【レジデンスなさはらもとまち】



- 2019年4月開設
・1番館7名 2番館7名 : 計14名
・平均障害支援区分 : 5.6

23

グループホームの特徴と取り組み

【特徴】

少人数での暮らし

- ・刺激が少なく強度行動障害の方には適した環境。また、支援者からは、ひとりひとりの暮らしがよく見える。
- ・さらに一人暮らしニーズも見えてきた

医療との連携は取りやすい

- ・訪問看護や訪問診療が受けれるなど、医療との連携がとりやすい。その為、今後の高齢化の支援に対応している。

対応の統一が難しい

- ・非常勤スタッフが主戦力となっており、対応の統一が難しい。
- ・逆に一人で抱え込んで支援しているホームもある。

【取り組み】

毎週ミーティング

- ・対応の統一を図るため、主な支援員が集まり毎週ミーティングを実施してケーススタディを行っている。
- ・1週間の状況を共有し、次の1週間の対応や新たな取り組みの対応の統一を図っている。

ご利用者に合わせた設計（環境）

- ・特性に合わせてオーダーメイドの環境（合理的配慮のある環境や一人暮らしの環境も設定している。

PDCAサイクルを回す

- ・ご利用者、ご家族に満足度調査の実施。
- ・支援員にはSW（強み弱み）分析を行い組織分析を実施。
- ・上記結果を事業計画に反映し、支援内容や環境の改善に取り組む

24

Iさん基礎情報

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 年齢や性別 | 28歳 男性 |
| 診断等 | 「知的障がい」「自閉症」「強度行動障害」「右上肢1/2以上欠損」「躁鬱病」 「強迫性障がい」「多動性障がい」 |
| 支援区分や手帳 | 障害支援区分：6 「療育手帳 A」「身体障がい者手帳 1種2級」「精神障がい者保健福祉手帳 1級」 |
| 理解 | 「ご飯食べます」など普段使用している単語などの理解はある ひらがなは理解できる |
| 表出 | ・「〇〇するよ」など2語文で伝えてくる・拒否は「ないよ」と伝えることもできる ・分からないことは「なににな」と確認する |
| 得意なこと | ・スケジュールに沿ってキッチンと活動できる ・前倒しなどはなく、時間をしっかり守ることができる ・10カウントで待つことができる ・Youtubeなど本人が好き余暇で自立して過ごすことができる |
| 苦手なこと | ・要求を達成するまで終われないことがある ・本人自身のルールの変更が難しい・集団の中で活動することが難しい |

25

ひとり暮らしの環境をつくる



(他のご利用者とは別の玄関)

【Iさん居室環境】

- ・他の利用者さんの動き、周囲の動き、立ち位置などが気になり、こだわりにつながることもある
- ・そのため、他の利用者さんとは別の出入口を設計
- ・また居室など本人のスペースも、他の利用者さんと接触しない環境にした
- ・Iさんの個別スペースは、エリア分けを行い
(TVを見たり寝たりするエリア、リラックスエリア、食事エリア)
トイレも本人専用設計
- ・浴室は共有で使用しているが、本人が浴室へ移動する時には、他の利用者さんは居室へ誘導し、本人と動線が重ならないように配慮している



(個別空間にトイレや洗面所設置)

26

1さん チームでの支援とまとめ

【チームでの支援】

- 毎週会議を実施し、本人の様子についてふり返りを行っている
- 日々のルーティンの日課の中から、こだわりがどんどん増えていくため、本人の様子をこまめに確認し、スタッフの対応の統一を図っている
- 生活介護事業所、ガイド事業所、家族と連携し、本人の様子に応じて対応方法の変更や調整をしている
- 担当者会議では医師にも参加していただき、本人の様子に応じて服薬調整の相談も行っている

【まとめ】

- 入居前のアセスメントをしっかり行ったことで、スムーズにGHでの生活にうつれている
- 人の動きにこだわりが出てくるため、入居前から環境の調整をし、人の動きが気にならない空間を作ることができた
- 家庭で使用していたスケジュールを導入したことで、本人も日課の流れをよく理解している
- 入居後は、本人の様子を見ながら日々スケジュールの提示方法や対応について調整や変更をしている

29

「行動的課題」のある人の 意思決定支援の実際

30

意思決定支援の基本は権利擁護

| 【利用者の権利】 | |
|----------|--------------------------------|
| (1) | 地域社会で生活する権利（地域社会とのつながりを維持する権利） |
| (2) | 個別ケアを受ける権利 |
| (3) | 質の高いサービスを受ける権利 |
| (4) | 自己決定・自己選択を受ける権利 |
| (5) | わかりやすい情報を受ける権利（Right to Know） |
| (6) | 意見・質問・苦情などを表明する権利 |
| (7) | プライバシーに関する権利 |
| (8) | 自己尊重の念と尊厳を維持する権利 |

31

北摂杉の子会「利用者支援のコア・バリュー」

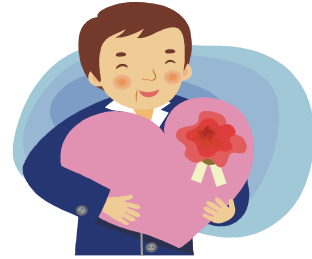
| 【ある社会福祉法人における利用者支援のコア・バリュー】 | |
|-----------------------------|--|
| 【統合化】 | 利用者の障がい状況に関係なく、利用者に対する支援を地域社会との繋がりの中で行うことを基本とします。 |
| 【個別化】 | 利用者のそれぞれのニーズに基づいた個別的な支援を推進します。 |
| 【専門性】 | 利用者の持つ様々な障がいや心理的社会的問題、ニーズを理解し、利用者自身がその問題を解決し、そのニーズを実現する為の専門的な支援技術の向上に努力します。 |
| 【地域】 | 地域に暮らす知的な障がいのある人やその家族に対して、施設の機能、専門性を活用し、積極的な支援を行います。 |
| 【連携】 | 利用者本人を中心として、家族や関係機関、地域住民との連携を大切にし、トータルケアを推進します。 また、支援を行う上で、職員間の連携を大切にします。 |
| 【人権】 | 利用者の人権を中心に据えた支援を行います。 利用者の個性、年齢に応じた支援を推進します。 また、社会に対する啓発運動を積極的に行います。 |

32

32

意思決定支援を支える社会的環境 ベクトル・ニイリエのノーマライゼーション8つの原則

- 一日のノーマルなリズム
- 一週間のノーマルなリズム
- 一年間のノーマルなリズム
- ライフサイクルにおけるノーマルな発達経験
- ノーマルな個人の尊厳と自己決定権
- 男性、女性どちらもいる世界に住むこと
- その社会におけるノーマルな経済水準とそれを得る権利
- その地域におけるノーマルな環境形態と水準



33

私が考える大変重い障がいのある人 に対する意思決定支援で大切なこと

- 選択・決定できる環境
- 様々な経験への支援
- コミュニケーション支援（理解と特に表現性コミュニケーション支援）
- 豊かなライフイベントの創造
- 本人の最善の利益（best interest）について、本人を中心に据えて、本人に係わる多くの人たちで考え、支えるシステム

34

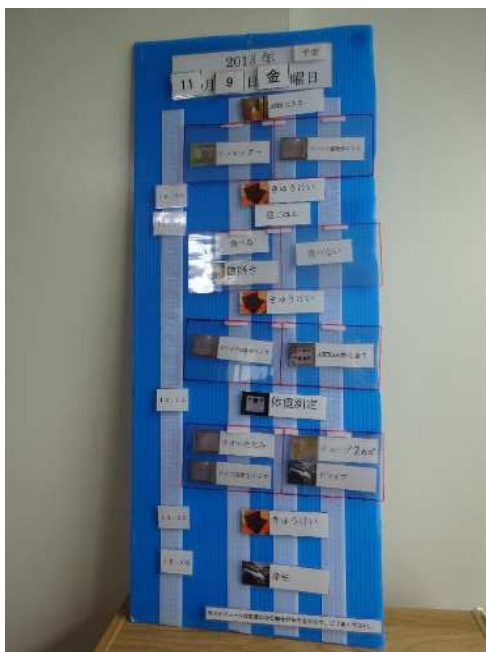
体験への支援① ～日常的に選択・決定できる環境～

- ティータイムでのお菓子の選択
 - まずは2つから
 - 徐々に種類を増やしていく



35

スケジュールの選択



36



【選択できるスケジュール】

支援者と一緒にスケジュールを決めます
選択肢がとても豊富！



37

休憩時間の過ごし方を選択

(Break Time Choice Board)



38

体験への支援② ～社会的体験・社会参加～

- 様々な新たな体験
 - プロ野球観戦
 - スーパー銭湯等に行ってみる



39

成功体験への支援③

- いろいろな場所で、いろいろな意思決定をする

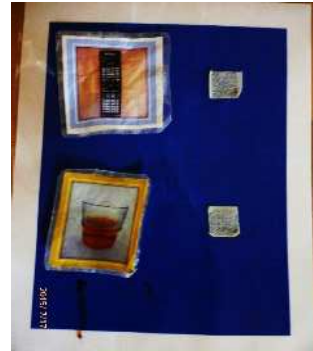


40

成功体験への支援④ ～表現性コミュニケーションの支援～

• 要求カードの支援

- ▶ご本人が要求したい（望んでいる）ことをカードを使用して意思表示



困っていることのヘルプを出すところから始めると導入しやすい。

41

成功体験支援⑤

- 意思が伝わる、実現する生活は楽しい！
と本人が感じることができれば、増えていく！



42



コミュニケーション支援

障害のある人の権利に関する条約

第21条 表現及び意見の自由及び情報へのアクセス

締結国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、**第2条に定めるあらゆる形態のコミュニケーション**で、自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（情報及び考えを求め、受け、伝える自由を含む）についての権利を行使することが確実にできるようにするための適切な措置をすべてとる。

このため、締結国は、特に次のことを行う。

(b) 障害のある人が、その公的な活動において、手話、点字、**補助代替コミュニケーション**やその他のすべての利用可能なコミュニケーションの手段・形態・様式を、自ら選択して用いることを受け入れ、促進する。

45

米国児童青年精神医学会（2014）

- コミュニケーションは、支援の中核であり、通常は言語聴覚士と協働して子どもの個別教育計画の中で取り込まれるだろう。
- ことばをまだ話せない子どもには、サイン言語や、コミュニケーションボード、視覚的支援、絵カード交換などの代替コミュニケーション手段を使って支援ができる。**PECS**やサイン言語、活動スケジュール、音声出力装置（VOCA）の有効性を示すエビデンスがある。

46

PECSとは？

- PECS (Picture Exchange Communication System：絵カード交換式コミュニケーションシステム) とは、自閉症やその他のコミュニケーション障害を持つ子どもから成人の方に、コミュニケーションを自発するように教えるための絵カードを使った代替コミュニケーション方法。
- 1985年にアメリカのデラウェア州にて開発され、デラウェア州自閉症プログラムで最初に使用
- 開発者：アンディ・ボンディ博士（応用行動分析）
ロリ・フロスト（言語聴覚士）

47

PECSの概要

フェイズⅠ：とても欲しいアイテムに対して1枚の絵カードを交換することからスタートし、コミュニケーションを自発することを生徒に教えます。

フェイズⅡ：絵カードを自分で探しに行ったり、相手のところまで絵カードを持っていくといったことを通して、コミュニケーションの相手に持続的に働きかけることを教えます。

フェイズⅢ：絵カードを弁別し、欲しいアイテムと一致した絵カードを選ぶように教えます。

フェイズⅣ：「_____ください」という文を構成し、文章で要求することを教えます。

フェイズⅤ：「何がほしいの？」という先生の質問に応答することを教えます。

Ⅵ：質問に答える形で、周囲の物事について自発的にコメントすることを教えます。 **語彙を広げる**

要求の範囲内で色、形、大きさのような属性語の使用を教えます。

(ピラミッド教育コンサルタントオブジャパン株式会社ホームページより)

48

多くの「行動的課題」のある人を支援するための組織的アプローチ

51

「行動的課題」のある人の支援を目的とした事業所コンサルテーションを通して見えてきた課題

障害特性の理解、アセスメントが不十分

- 事例を通して特性の理解とアセスメントを学ぶことが支援力の向上に繋がる

支援者が長期的見通しの中で支援を考えることのサポートが必要

- スモールステップを積み上げる⇒成功体験の気付きへのサポート⇒支援者が自信と達成感を得る⇒実践の外部発信⇒支援者の成長⇒組織としての成長

コアメンバーの育成

- スーパーヴァイザーの育成⇒スーパービジョンを通じた人材育成

52

対人援助専門職育成の基本

①対人援助専門職の基本

→説明のできる支援

②エビデンスベースの支援

→障がい特性の理解に基づいた支援

※特に“アセスメント力”の向上が重要

③スーパービジョンに基づくOJTを通じた育成が重要

④自己理解と想像する力を磨き上げる

→ロールプレイや自己覚知、エンカウンター等の

実践的トレーニング

※特に自分自身と他者に対する気づきが重要

53

組織的に取り組む意義・重要性

【組織的に取り組むこと】

集合研修だけでは、支援現場での般化のハードルが高い

【地域で支えるという視点】

生活・労働・余暇などを含めて、地域で支える

【支援のベクトル合わせをして支援】

組織としての方向性(理念・ミッション・支援者としてのコアバリュー)

【チームで統一した支援の視点を持つ】

日中と夜間 etc.

・組織で取り組むことで、他の関係機関と組織的、計画的な連携が図られる

・職員を研修に派遣する時には、派遣職員に対して、組織としての目的や役割期待を明確に示し、それを伝えることが重要

⇒職員の成長が組織としての成長に繋がる

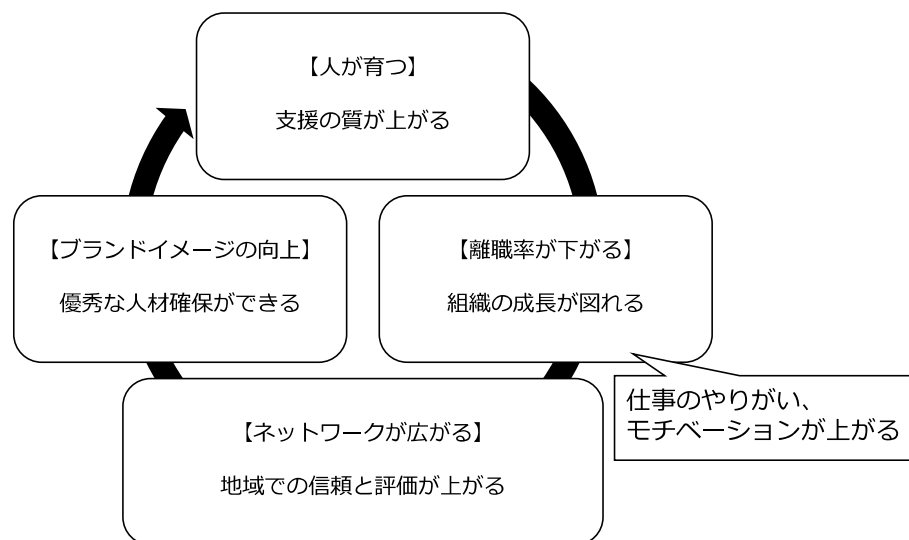
54

行動障害のある人への適切な支援を実現する組織的アプローチの基本は？

- OJTを基本としたスーパービジョンの仕組み
 - ※支援者の育ち、組織の育ち、バーンアウトさせない
- スーパービジョンを担うスーパーヴァイザーの養成
- 外部スーパーヴァイザー、コンサルテーションの導入、活用
- チームによる支援
 - ※支援についての共通理解が重要
(特性理解、アセスメント、個別的な支援マニュアル etc.)
そして、個別支援について
徹底してPDCAサイクルを回し続けること
- 地域資源の活用、相談支援事業を軸にした組織連携の創造

55

多くの「行動的課題」のある人を支援することでの組織としての成長とメリット



56

津久井やまゆり園に関連する意思決定支援の取組状況

1 経緯

県立の障害者支援施設である津久井やまゆり園において、平成28年7月26日、利用者19人の命が奪われ、27人が負傷する、大変痛ましい事件が発生した。

平成29年10月、県は、津久井やまゆり園再生基本構想を策定し、この中で、事件によって心身に傷を負った利用者の尊厳の回復とともに、「利用者一人ひとりには、それぞれに尊重されるべき意思がある。」という理念のもと、「利用者の方々が望む暮らしや支援については、より丁寧に関心をかけ、適切な手続きにより、意思決定を支援する」こととした。

2 取組状況

(1) 事前説明、関係機関との調整

意思決定支援の趣旨や取組等について理解いただくため、利用者、家族会、関係市町村、相談支援事業所等への説明会を開催したほか、施設の指定管理者の法人本部及び施設職員等との事前調整を行った。

(2) 意思決定支援チームの設置

意思決定支援の対象となる利用者119名(※)について、利用者ごとに、相談支援専門員、サービス管理責任者、支援担当職員、市町村及び県職員等で構成する「意思決定支援チーム」(以下「支援チーム」)を設置した。

※ 津久井やまゆり園芹が谷園舎以外の施設等で生活する利用者も含めた人数

(3) 意思決定支援専門アドバイザーの配置

第三者の立場、専門家の立場から、個々の支援チームや全体の取組の進捗や方向性等について助言を行う「意思決定支援専門アドバイザー」(以下「アドバイザー」)を6名(現在は7名)配置した。

(4) 各支援チームでの担当者会議の実施

各支援チームでは相談支援専門員がチーム責任者となって定期的に担当者会議を行い、対象利用者の支援状況の確認や、サービス等利用計画等の見直し検討を集中的に行っている。

(5) 日中活動の充実、体験・見学等の実施

施設での日中活動の充実等に取り組むとともに、地域での生活を体感いただくためにグループホーム等の体験・見学を実施している。これらを記録し集約しつつ、利用者の意思表示や好み等について支援チームで丁寧にアセスメントを進めることで、本人の意思や望む暮らしのあり方を明らかにするとともに、生活の場の方向性を検討している。

(6) 意思決定支援検討会議の開催

個々の利用者それぞれについて、意思決定支援の進捗状況に応じ、利用者本人、家族、支援チーム、アドバイザーが参加する「意思決定支援検討会議」を開催し、利用者が望む暮らしや生活の場の方向性を検討している。

(表 1) 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の取組状況

(令和 2 年 8 月 31 日現在)

| 項 目 | 実人数 | 延数 |
|--------------------|-------|------|
| 意思決定支援の対象利用者（全利用者） | 119人 | |
| 担当者会議を開催した利用者 | 123人※ | 645回 |
| 体験・見学を実施した利用者 | 81人 | 274人 |
| 意思決定支援検討会議を開催した利用者 | 57人 | 64回 |
| 地域生活に移行された利用者 | 10名程度 | |

※ 意思決定支援の対象者は、現在119名であるが、実人数、延数については、取組開始後に亡くなられた方等も含まれている。

3 今後の取組

今後も、利用者一人ひとりの意思が反映された生活の実現を目指し、意思決定支援の取組みを継続していくが、津久井やまゆり園の再整備により、令和 3 年度に新園舎（津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園）の完成が見込まれていることから、まずは令和 3 年度に予定されている、現在の仮入所先から新園舎への移転等に向け、各利用者の新たな生活の場の方向性を取りまとめていく。

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の取組状況

(令和3年3月31日現在)

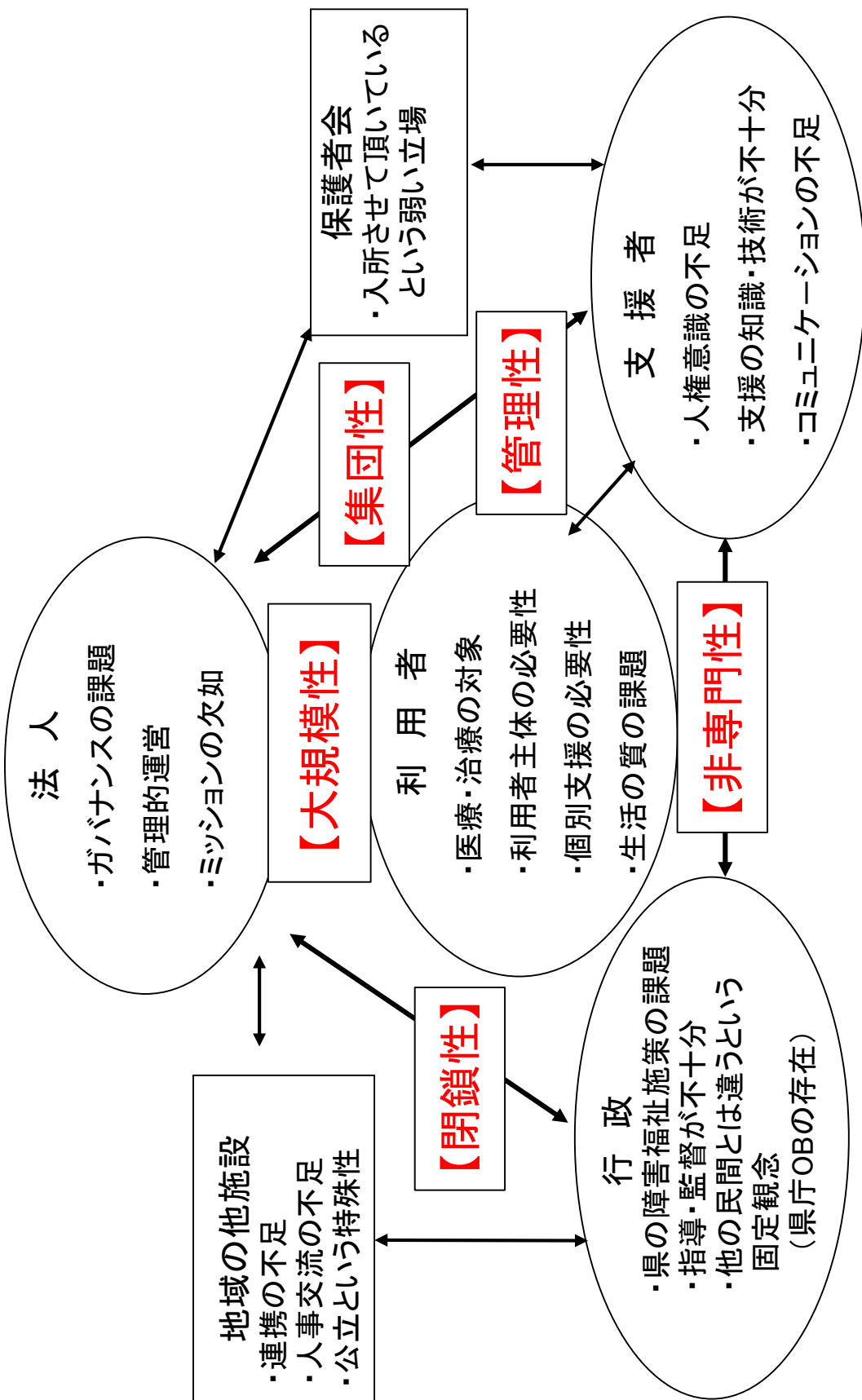
| 項 目 | 実人数 | 延数 |
|--------------------|-------|------|
| 意思決定支援の対象利用者（全利用者） | 119人 | |
| 担当者会議を開催した利用者 | 123人※ | 819回 |
| 体験・見学を実施した利用者 | 84人 | 295人 |
| 意思決定支援検討会議を開催した利用者 | 118人 | 178回 |
| 地域生活に移行された利用者 | 10名程度 | |

※ 意思決定支援の対象者は、現在119名であるが、実人数、延数については、取組開始後に亡くなられた方等も含まれている。

参考資料10「(表1) 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の取組状況」の時点更新版です。

県立障害者支援施設の支援の構造

県立・県立民営大規模入所施設の限界



第7回検討部会
大塚委員提供資料